

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	広島港海岸中央西地区（吉島）（北東部）護岸設計業務
業 務 概 要	広島港海岸中央西地区（吉島）（北東部）護岸の設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 池田朋広 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和3年6月8日
契 約 業 者 名	株式会社エイト日本技術開発 広島支店
契 約 業 者 の 住 所	広島県広島市東区東蟹屋町15-3
契 約 金 額	33,880,000円（税込み）
予 定 価 格	33,946,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、広島港海岸中央西地区（吉島）（北東部）護岸の設計を行うものである。なお、本業務は、成果物の品質向上を図ることを目的とした受発注者間の情報共有の円滑化の試行業務である。</p> <p>簡易公募型プロポーザル方式により手続き開始の公示を行ったところ、3社から参加表明書が提出された。</p> <p>広島港湾空港技術調査事務所建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、3社へ技術提案書の提出要請を行った。</p> <p>提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、株式会社エイト日本技術開発広島支店を本業務の契約相手方として特定したものである。</p> <p>以上により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和3年6月8日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和4年2月28日
備 考	